（２０２１年３月２６日更新）

誓 約 書（個人）

本誓約書は、日本入国の空港で検疫所に提出する必要がありますので、必ず入国時に持参してください。

The traveler must submit a copy of this “Written Pledge” to the airport quarantine office when entering Japan.

**確認欄**

厚生労働大臣

法務大臣　殿

（氏名） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　は、本邦帰国／再入国／入国（以下「入国」という。）に際し、以下の事項を誓約いたします。また、**誓約に違反した場合（不実の記載があった場合も含む。）、関係当局により氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表され得るとともに、検疫法の規定に基づく停留の対象となり得ること（さらに、外国人の場合は出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得ること）、また、誓約違反が疑われる行為が確認された場合には、自治体等から関係当局に、当該行為に関する情報（個人情報を含む。）の提供がされ得ること**を理解し、承諾します。

1. 誓約内容
2. 入国時に、検疫官又は入国審査官に提出する出国前検査証明又はその写しが、現地出発前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、現地医療機関等から「陰性」の証明を受けたものであり、その内容に不実の記載がないこと。
3. **入国後14日間、①自宅又は宿泊場所など下記（２）に記載する住所で待機すること。**なお、**やむを得ない理由により待機場所を変更する必要が生じた場合は、自宅又は宿泊施設を管轄する保健所及び入国者健康管理センターに事前相談すること**。**②他者との接触を行わないこと**。**③公共交通機関（不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機等）を使用しないこと**。
4. **入国時に、下記（２）に記載するメールアドレスから、入国後14日間毎日、入国者健康管理センターに健康状態の報告を行うこと**。
5. **入国時に、①携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリをインストールし、また、入国後14日間、同アプリの機能を利用すること。②厚生労働省が指定する位置情報確認アプリをインストールし、入国後14日間、アプリから通知が届いたら位置情報の送信を行うこと。③厚生労働省が指定するビデオ通話アプリをインストールし、入国者健康管理センターから当該アプリを通じ連絡が来た場合には応答すること。また、携行するスマートフォンの地図アプリの機能等を利用した位置情報の保存機能を開始し、入国後14日間、位置情報を保存すること**。入国者健康管理センター**から位置情報の提示を求められた場合には応じること。**
6. **入国時、エにおいて厚生労働省が指定するアプリを保有するスマートフォンにインストールできない場合又はスマートフォンを保有していない場合は、自らの費用負担により、厚生労働省が指定するアプリをインストール可能なスマートフォンを空港検疫エリア内でレンタルし、当該スマートフォンを携行すること。**
7. 入国後14日以内に有症状となった場合、速やかに自宅又は宿泊場所を管轄する各都道府県が公表している新型コロナウイルスに関する「受診・相談センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、指定された医療機関を受診すること。また、**保健所等における指示があった場合にはそれに従うこと**。
8. 入国後に陽性となり、その発症日が入国後14日以内であると判断された場合、旅券番号やスマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所等（旅券番号については、管轄保健所等に加え、受診医療機関）に提示するなど、調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく積極的疫学調査）に協力すること。また、**療養場所の指定を含めて保健所等から指示があった場合には従うこと**。
9. **感染防止対策（①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「３密（密閉・密集・密接）」の回避）に努めること**。
10. 誓約者氏名等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名（アルファベットで記載） | 年齢 | 国籍 | 滞在国・地域（本邦入国前14日間） |
|  |  |  |  |
| 法定代理人の氏名（誓約者が未成年の場合） | 住所（14日間待機する自宅又は宿泊施設） | 空港から居所への交通手段 |
|  |  | ☑を付けてください。□自家用車、受入企業所有車両□レンタカー□ハイヤー□入国者専用車両（　　　　　　）□その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 旅券番号 | 日本国内で通話可能な電話番号（誓約者本人と14日間確実に連絡可能なもの） |
|  | －　　　　　　　　－ |
| 利用可能なビデオ通話アプリ | メールアドレス（Skypeを選択した場合はアプリに登録しているもの） | **WhatsApp**を利用する電話番号（Skypeを選択した場合は不要） |
| ☑を付けてください。□Skype□WhatsApp | ＠ | －　　　　　－ |

※**メールアドレス及び電話番号は、入国者健康管理センターからの連絡に用いる**ため、**誤りなく正確に記載**してください。また、検疫官に提出する**質問票に記載したメールアドレス・電話番号と同一のものを記載**してください。

**＜誓約書の５つのポイント＞**

１．**他者との接触を控えてください**。

（入国から**14日間**）

①外出を控え、自宅や宿泊場所で待機してください。

　やむを得ない理由により待機場所を変更する必要が生じた場合、

自宅や宿泊場所を管轄する保健所と入国者健康管理センターへ

事前に相談ください。

②他者との接触を避けてください。

③不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機などの

公共交通機関を使用しないでください。

２．**メールを活用して、健康状態の報告をすること**。（入国から**14日間**）

３．**接触確認アプリと位置情報アプリを利用すること**。（入国から**14日間**）

①携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する新型コロナウイルス

接触確認アプリ（COCOA）をインストールし、同アプリの機能を利用

Google Play

してください（右記のQRコードよりインストールできます）。

②厚生労働省が指定する位置情報確認アプリ（OEL）をインストールし、

アプリから通知が届いたら位置情報の送信を行ってください。

App Store

③厚生労働省が指定するビデオ通話アプリをインストールし、

入国者健康管理センターから当該アプリを通じ連絡が来た場合には

応答してください。

また、携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の

保存機能を開始し、位置情報を保存してください。

④入国時、スマートフォンをお持ちでない場合又はお持ちのスマートフォンに

必要なアプリをインストールできない場合は、スマートフォンをレンタルすること。

４．**保健所等における指示があった場合は、その指示に従ってください**。



５．感染防止の観点から次の事項に努めてください。

①**マスクを着用する**

②**手指消毒を徹底する**

③**「３密（密閉・密集・密接）」を避ける**

※誓約に違反した場合は、氏名（外国人の場合は氏名と国籍）などの公表、停留の対象となる可能性が

あります（外国人の場合は在留資格取消手続や退去強制手続などの対象となる可能性があります）。

　※誓約書には、その他の注意事項も記載されていますので、必ずご一読ください。

　※この誓約書とポイントに記載する「入国後14日間」「入国から14日間」とは、日本到着（入国）の

翌日を１日目として起算した14日間をさします。